

事務連絡
令和2年3月2日

全国社会福祉協議会 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

社会福祉協議会における新型コロナウイルス感染防止等のための
当面の留意点について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）や「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡）等によりお示ししているところですが、今般、社会福祉協議会における事業の実施にあたって、新型コロナウイルスによる感染の拡大防止の観点から特に留意していただき点について、別添の通り、本日付けで各都道府県・指定都市宛に事務連絡「社会福祉協議会における新型コロナウイルス感染拡大防止等のための当面の留意点について」を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に対して周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年3月2日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

社会福祉協議会における新型コロナウイルス感染防止等のための
当面の留意点について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）や「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡）等によりお示ししているところですが、社会福祉協議会の事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスによる感染の拡大防止の観点から、以下の点に特に留意していただきますよう、お願いいたします。

また、本事務連絡について、所管する社会福祉協議会に対して、周知をお願いします。なお、都道府県におかれては、本事務連絡について、管内の市町村（指定都市を除く。）に対して周知いただくとともに、その際、市町村に対して各社会福祉協議会への周知を依頼するよう、併せてご対応をお願いいたします。

記

1 相談業務や研修業務等における留意点

(1) 手洗いの徹底

ドアノブなど様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があるため、頻回に流水と石けん、アルコール消毒液による手洗いを実施すること。特に、出勤時、外出先からの帰所時及び食事前等には、手洗いを徹底すること。

(2) 咳エチケット

くしゃみや咳が出るときには、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれないため、咳エチケットに心がけること。咳やくしゃみの際には、マスクを着用するか、ティッシュなどで鼻と口を覆い、とっさの時には袖や上着の内側で覆い、周囲の人から顔をそむけ、できる限り離れること。

(3) マスクの着用等

対人距離の確保等（できるだけ 2 メートル程度の距離を保持することが望ましいこと。また、外出に当たっては、人混みを避けることが望ましいこと。）が望ましいが、相談業務等の対人距離の確保等が困難な場合には、マスクを着用すること。事業所内には次の例文を掲示する等の方法によって、職員のマスク着用について来所者の理解が得られるように努めること。

例文： 「咳エチケットの観点から、職員はマスクを着用するようにしております。ご理解とご協力をお願いします。」

(4) 事業所内の清掃・消毒

感染者が触れる可能性の高いドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、テーブル、いす、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー等については、アルコール消毒液等を用いた拭き取り清掃を 1 日 1 回以上実施することが望ましいこと。

2 来所者への対応

- (1) 来所者が利用できるよう、入口にアルコール消毒液を設置することが望ましいこと。
- (2) 来所者が操作するパソコン等の共有物がある場合、来所者が利用できるよう除菌用ウェットティッシュ等を設置することが望ましいこと。
- (3) 厚生労働省の特設 HP 等で公開されている情報や啓発ポスターとして掲載されているポスター等を活用し、感染予防対応について周知すること。
(参考) 厚生労働省特設 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- (4) 感染した来所者及び感染が疑わしい来所者（感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある）がいる場合、事業者は帰国者・接触者相談センターに連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。
(参考) 各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/COVID19-kikokusyassessyokusya.html

3 新型コロナウイルスに感染した職員等について

- (1) 感染した職員及び感染が疑わしい職員（感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある）は出勤しないこと。
- (2) 感染した職員及び感染が疑わしい職員は、帰国者・接触者相談センターに連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。
（参考）各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/COVID19-kikokusyassessyokusya.html

4 職員・来所者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

事業者は保健所に連絡して、事務室、居室や共有部等の消毒や他の職員の出勤の可否等、感染を拡大させないための措置について相談し、保健所の指示に基づき、所要の措置を講じること。

5 その他

- (1) 当面、基本的には上記の留意事項を踏まえつつ業務を行うこととするが、予定している会議、セミナー、グループワークなどのプログラムについては、その必要性を再考の上、実施方法の見直し、延期、中止も検討すること。
- (2) 新型コロナウイルスに関しては、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分連携しつつ収集し、これらの情報を社会福祉協議会に提供すること。

(※) 新型コロナウイルス関連情報

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>
- 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599389.pdf>
- 上記のほか、以下に掲載するホームページ等を活用し情報収集すること
 - ・「新型コロナウイルス感染症の対応について」（内閣官房）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
 - ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

（問い合わせ先）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

電話：03-5253-1111（内線2233）

